



鳥取県公報

平成13年3月30日(金)

号外第36号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則（25）（職員課） 1

—— 公布された規則のあらまし ——

◇ 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

1 法令等の制定改廃等による改正

児童虐待の防止等に関する法律の制定など、根拠法令の制定改廃等により所要の規定の整備を行うこととした。

2 組織改正による改正

部の外に防災監を置くこと、日野総合事務所を新設することその他の組織改正に伴い所要の規定の整備を行うこととした。

3 権限配分の見直しによる改正

(1) 次に掲げる事項を地方機関の長の委任決裁事項とすることとした。

ア 介護保険法に基づく保険医療機関又は保険薬局の開設者からの別段の申出の受理（現行 課長の専決事項）

イ 介護保険法に基づく介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設の開設者からの別段の申出の受理（現行 課長の専決事項）

ウ 母子及び寡婦福祉法施行令に基づく貸付金（母子福祉団体に係るもの）の一時償還の決定（現行 課長の専決事項）

エ 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例に基づく授業料、入学選抜手数料及び入学料の減免（現行 部長の専決事項）

オ 鳥取県立看護婦等養成施設の設置及び管理に関する条例に基づく授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免（現行 部長の専決事項）

4 その他

(1) 工事の起工の決定等に係る事務処理権限の区分を次のように改めることとした。

区分	改 正 後	現 行
知事	請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの	請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの
本庁の部長	請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事に係るもの	請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの
本庁の課長	請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの	請負対象設計金額が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの
地方機関の長	請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの

(2) 本庁における会計に関する事務のうち支出負担行為及び支出命令に係る事務処理権限の区分を次のよ

うに改めることとした。

区分		改正後	現行
支出負担行為	部長	2,000万円以上のもの	500万円以上のもの
	課長	2,000万円未満のもの	500万円未満のもの
支出命令	課長	1,000万円以上のもの	200万円以上のもの
	課長補佐	1,000万円未満のもの	200万円未満のもの

(3) 所要の規定の整備を行うこととした。

5 施行期日

この規則は、平成13年4月1日から施行すること。ただし、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館に係る改正は平成13年4月27日から、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に係る改正は、同法第5章の規定の施行の日から、鳥取県立倉吉未来中心に係る改正は平成13年4月21日から施行することとした。

規則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月30日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県規則第25号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項、表の細目及び別表の細目の表示に下線が引かれた項、表の細目及び別表の細目（以下「移動項等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中項、表の細目及び別表の細目の表示に下線が引かれた項、表の細目及び別表の細目（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には、当該移動項等（以下「削除項等」という。）を削り、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（表の細目及び別表の細目の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（表の細目及び別表の細目の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後		改正前					
(定義)		(定義)					
第2条 暫		第2条 暫					
(1)～(9) 暫		(1)～(9) 暫					
(10) 本府 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。) 第2条第2項に規定するもの。		(10) 本府 鳥取県行政組織規則(昭和39年3月鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。) 第2条第2項に規定するもの。					
(11) 暫		(11) 暫					
(12) 課内室長 組織規則第6条の表内部組織の欄に掲げる法制室、福利厚生室、分権推進室、国内交流推進室、人権擁護室、企画室、資源・中間地域政策室、企画戦略室、介護保険室、経済政策室、企業立地推進室、自然エネルギー室、労働安全衛生室、雇用政策室、固体検査室、地質地盤推進室、専門技術室、林業界・技術推進室、水産振興室、企画技術室、土木防災室、高速道路推進室、緑地公園室、下水道室及び監査室の長をいう。		(12) 課内室長 組織規則第6条の表内部組織の欄に掲げる行政体制整備室、分権推進室、国内交流推進室、人権擁護室、企画室、環境政策室、県民活動推進室、経済政策室、企業立地推進室、觀光官房室、雇用政策室、固体検査室、地質地盤推進室、専門技術室、林業界・技術推進室、水産振興室、企画室、高速道路推進室、緑地公園室、下水道室及び監査室の長をいう。					
(13) 暫		(13) 暫					
(14) 部長、局長又は課長 それぞれ組織規則第15条第1項の規定により置かれる部長又は課長の長をい		(14) 部長又は課長 それぞれ組織規則第15条第1項の規定により置かれる部長又は課長の長をい					
(15) 暫		(15) 暫					
(16) 防災監 組織規則第15条第8項の規定により置かれる防災監をいう。		(16) 防災監 組織規則第15条第8項の規定により置かれる防災監をいう。					
(17) 総合事務所の局長 組織規則第26条の第3項第1項の表の左欄に掲げる局の長をいう。		(17) 総合事務所の局長 組織規則第26条の第3項第1項の表の左欄に掲げる局の長をいう。					
(専決事項)		(専決事項)					
第4条 本府の部長、課長及び括弧添付並びに地方機関の長の共通の専決事項は、それぞれ、別表第1の事務処理権限の区分の専決権者の欄に印により定めるとおりとする。この場合において、防災監の所掌する事項にあっては、同表中「局長」とあるのは「防災監」と、国民文化祭推進室の所掌する事務にあっては、同表中「課長」とあるのは「局長」と、「総括補佐」であるのは「次長」と読み替えるものとする。		第4条 本府の部長、課長、括弧添付及び係長並びに地方機関の長の共通の専決事項は、それぞれ、別表第1の事務処理権限の区分の専決権者の欄に印により定めるとおりとする。					
2 暫		2 暫					
3 防災監、文化観光局及び水産振興局の事務に係る部長、防災監、局長及び課長の職名の専決事項は、それぞれ、別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に印により定めるとおりとする。		3 防災監、文化観光局及び水産振興局の事務に係る部長、防災監、局長及び課長の職名の専決事項は、それぞれ、別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に印により定めるとおりとする。					
4 暫		4 暫					
5 地方機関の長及び総合事務所の局長の個別の専決事項は、別表第2及び別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に印により定めるとおりとする。この場合において、当該事項に係る専決権者は、これらの表の地方機関の長又は総合事務所の局長の名称の欄に掲げる者とする。		5 地方機関の長の個別の専決事項は、別表第2及び別表第3の事務処理権限の区分の専決権者の欄に印により定めるとおりとする。この場合において、当該事項に係る専決権者は、これらの表の地方機関の長の名称の欄に掲げる者とする。					
6 善		6 善					
(委任決戦事項)		(委任決戦事項)					
第6条 知事は、別表第1から別表第3までの事務処理権限の区分の委任決戦権者の欄に印により定めるところにより、その権限に属する事務の一部を当該印に付した者に委任する。この場合において、地方機関にあっては、当該事務に係る委任決戦権者は、これら表の地方機関の長又は総合事務所の局長の名前の欄に掲げる者とする。		第6条 知事は、別表第1から別表第3までの事務処理権限の区分の委任決戦権者の欄に印により定めるところにより、その権限に属する事務の一部を当該印に付した者に委任する。この場合において、地方機関にあっては、当該事務に係る委任決戦権者は、これら表の地方機関の長又は総合事務所の局長の名前の欄に掲げる者とする。					
(代決)		(代決)					
第8条 代決は、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正當決戦権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。		第8条 代決は、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じ、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正當決戦権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。					
本府又は地方機関の別		本府又は地方機関の別					
正當決戦権者		正當決戦権者					
第1 順位者		第1 順位者					
第2 順位者		第2 順位者					
1 本府	(1)及び(2) 暫		(1)及び(2) 暫				
	(3) 防災監 主務課長		(3) 防災監 主務課長				
	(4) 局長 課を置く局 主務課長		(4) 局長 課を置く局 主務課長				
	課を置かない局 次長		課を置かない局 次長				
	(5) 暫		(5) 暫				
	(6) 暫		(6) 暫				
	(7) 暫		(7) 暫				
2 地方機関	(1) 次長、副局長又は副所長及び課を置く地方機関の長		(1) 次長、副局長又は副所長及び課を置く地方機関の長				
	(2) 次長、副局長又は副所長及び課を置く地方機関の長		(2) 次長、副局長又は副所長及び課を置く地方機関の長				
	(3) 局長を置く地方機関の長		(3) 局長を置く地方機関の長				
	(4) 課を置く地方機関の長		(4) 課を置く地方機関の長				
	(5) (1)から(4)までに掲げる地方機関の長以外の地方機関の長		(5) (1)から(4)までに掲げる地方機関の長以外の地方機関の長				
	(6) 次長		(6) 次長				
	(7) 次長		(7) 次長				
2及び3 暫		2及び3 暫					
(地方機関の長等の権限の執行等)		(地方機関の長等の権限の執行等)					
第1条 地方機関の長又は総合事務所の局長は、この規則により委任された事務の一部の処理について、知事の承認を得て専属職員は、地方機関の長又は総合事務所の局長の名において決裁せることができる。		第1条 地方機関の長は、この規則により委任された事務の一部の処理について、知事の承認を得て所属職員に地方機関の長の名において決裁せることができる。					
2 前項の規定に基づき事務を決裁することとされた職員が不在のときは、あらかじめ地方機関の長又は総合事務所の局長が事務の承認を得て専属職員にその事務を代決せることができる。		2 前項の規定に基づき事務を決裁することとされた職員が不在のときは、あらかじめ地方機関の長が事務の承認を得て専属職員にその事務を代決せることができる。					
附 則		附 則					
1～4 暫		1～4 暫					
5 当事の間、第6条及び第11条の規定にかかるわざ、東部健康福祉センター所長は、別表第1の定めるところにより委任された事務のうち東部健康福祉センター人間地域保健福祉部に係るものとの処理については、東部健康福祉センター人間地域保健福祉部長に当該職員の名において決裁せらるるものとする。		5 当事の間、第6条及び第11条の規定にかかるわざ、東部健康福祉センター所長及び西部健康福祉センター所長は、別表第1の定めるところにより委任された事務のうち東部健康福祉センター人間地域保健福祉部に係るものとの処理については、それぞれ東部健康福祉センター人間地域保健福祉部長及び西部健康福祉センター人間地域保健福祉部長に当該職員の名において決裁せらるるものとする。					
6 当分の間、第6条、別表第1及び別表第2の規定にかかるわざ、これらの規定により日野総合事務所長に委任されることとされている事務のうち500万円未満の支出負担行為に係るもの及び200万円未満の支出命令に係るものについては、日野総合事務所所長、日野総合事務所保健福祉科長、日野総合事務所農林長並びに日野総合事務所農林土整備科長はそれぞれに委任するものとする。		6 当分の間、第6条、別表第1及び別表第2の規定にかかるわざ、これらの規定により日野総合事務所長に委任されることとされている事務のうち500万円未満の支出負担行為に係るもの及び200万円未満の支出命令に係るものについては、日野総合事務所所長、日野総合事務所保健福祉科長、日野総合事務所農林長並びに日野総合事務所農林土整備科長はそれぞれに委任するものとする。					
別表第1 (第3条、第4条、第5条、第6条、第10条各欄)		別表第1 (第3条、第4条、第5条、第6条、第10条各欄)					
共通事項に係る事務処理権限		共通事項に係る事務処理権限					
事 務 处 理 権 限 の 区 分		事 務 处 理 権 限 の 区 分					
種 類	内 容		内 容				
	専 決 権 者		専 決 権 者				
種 類	内 容	委 任 決 戦 権 者		委 任 決 戦 権 者			
		知事 部長 課長 括弧補佐の長		知事 部長 課長 括弧補佐の長			
一 公文 1 暫		書に聞		略			
別表第1 (第3条、第4条、第5条、第6条、第10条各欄)		別表第1 (第3条、第4条、第5条、第6条、第10条各欄)		別表第1 (第3条、第4条、第5条、第6条、第10条各欄)			
事 務 处 理 権 限 の 区 分		事 務 处 理 権 限 の 区 分		事 務 处 理 権 限 の 区 分			
種 類	内 容		内 容		内 容		
	専 決 権 者		専 決 権 者		専 決 権 者		
種 類	内 容	委 任 決 戦 権 者		委 任 決 戦 権 者		委 任 決 戦 権 者	
		知事 部長 課長 括弧補佐の長		知事 部長 課長 括弧補佐の長		知事 部長 課長 括弧補佐の長	
一 公文 1 暫		書に聞		略		略	

別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係)

個別事項に係る事務処理権限

所 属 名 稱 類	事 項 内 容	事務処理権限の区分				機関の長 又は総合事務所の局長の名稱	
		専決権者		委任決裁権者			
		部長	課長	地方機関の長又は総合事務所の局長	部長	課長	地方機関の長又は総合事務所の局長
一及び二 暫							
課二 島取県立	1 略						
公文書館管理規則(平成2年鳥取県規則第47号)に基づく知事の権限に関する事務							
三 暫							
四 私立学校法(昭和24年法律第270号)に基づく知事の権限に関する事務	1~3 暫						
4 同法第26条第2項(同法第4条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人が行う収益を目的とする事業の種類の決定	○						
5 同法第31条第1項(同法第6条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人の寄附行為の認可	○						
6 同法第32条第1項(同法第6条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人の設立しようとする者が死亡した場合における学校法人の設立の認可申請事項の設定	○						
7 同法第43条(同法第64条第1項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人の寄附行為の変更の認可	○						
8 同法第49条(同法第64条第5項において準用する場合を含む。)において準用する民法第56条又は第57条の規定による学校法人の仮理事又は特別代理人の選任	○						
9 同法第50条第2項(同法第64条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人の解散の認可又は認定	○						
10 同法第51条第1項(同法第64条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人の解散の届出の受理	○						
11 同法第52条第2項(同法第64条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人の合併の認可	○						
12 同法第58条(同法第64条第5項において準用する場合を含む。)において準用する民法第77条第2項の規定による清算中に就職した清算人の氏名等の届出の受理	○						
13 同法第58条(同法第64条第5項において準用する場合を含	○						

別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第10条関係)

個別事項に係る事務処理権限

所 属 名 稱 類	事 項 内 容	事務処理権限の区分				地方機関の長の名稱	
		専決権者		委任決裁権者			
		部長	課長	地方機関の長	部長	課長	地方機関の長
一及び二 暫							
課二 島取県立	1 略						
公文書館管理規則(平成2年鳥取県規則第47号)に基づく知事の権限に関する事務							
三 暫							
四 私立学校法(昭和24年法律第270号)に基づく知事の権限に関する事務	1~3 暫						
4 同法第26条第2項(同法第4条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人が行う収益を目的とする事業の種類の決定	○						
5 同法第31条第1項の規定による学校法人の寄附行為の認可	○						
6 同法第32条第1項(同法第64条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人の設立しようとする者が死亡した場合における学校法人の設立の認可申請事項の設定	○						
7 同法第43条(同法第64条第1項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人の寄附行為の変更の認可	○						
8 同法第49条(同法第64条第5項において準用する場合を含む。)において準用する民法第56条又は第57条の規定による学校法人の仮理事又は特別代理人の選任	○						
9 同法第50条第2項の規定による学校法人の解散の認可又は認定	○						
10 同法第51条第4項の規定による学校法人の解散の届出の受理		○					
11 同法第52条第2項の規定による学校法人の合併の認可	○						
12 同法第58条において準用する民法第77条第2項の規定による清算中に就職した清算人の氏名等の届出の受理		○					
13 同法第58条(同法第64条第5項において準用する場合を含	○						

<p>む。)において準用する民法第83条の規定による清算人の清算終了の届出の受理</p> <p>14 同法第61条第1項(同法第64条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人が行う収益を目的とする事業の停止命令</p> <p>15 同法第62条第1項(同法第64条第5項において準用する場合を含む。)の規定による学校法人の解散命令</p> <p>16及び17 略</p> <p>五 私立学校 振興助成法(昭和50年法律第1号)に基づく知事の権限に属する事務</p> <p>1 同法第12条第1項の規定による学校法人の業務又は会計の状況に関する報告の徵収等</p> <p>2 同法第14条第2項の規定による学校法人の財務計算に関する書類及び年度支予算書の届出の受理</p> <p>3 略</p> <p>六 略</p> <p>七 宗教法人 法(昭和26年法律第128号)に基づく知事の権限に属する事務</p> <p>1～3 略</p> <p>4 同法第39条第1項の規定による宗教法人の合併の認証に関する決定</p> <p>5 略</p> <p>6 同法第46条第1項の規定による宗教法人の任意解散の認証に関する決定</p> <p>7～9 略</p> <p>県一及び二 略</p> <p>三 鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号)に基づく知事の権限に属する事務</p> <p>1 县民局及び日野総合事務局關係の補助金及び負担金に係る事務</p> <p>2 職員住宅に係る事務(同規則第11条第1項に係るものを除く。) (一)～(三) 略 (四) 令古市に所在する職員住宅に係るもの (五) 米子市に所在する職員住宅に係るもの (六) 日野町に所在する職員住宅に係るもの</p> <p>○ 黒民局長</p> <p>○ 日野総合事務所長</p> <p>○ 中部県民局長</p> <p>○ 西部県民局長</p> <p>○ 日野町長</p>	<p>人の清算終了の届出の受理</p> <p>14 同法第61条第1項の規定による学校法人が行う収益を目的とする事業の停止命令</p> <p>15 同法第62条第1項の規定による学校法人の解散命令</p> <p>16及び17 略</p> <p>五 私立学校 振興助成法(昭和50年法律第1号)に基づく知事の権限に属する事務</p> <p>1 同法第12条の規定による学校法人の業務又は会計の状況に関する報告の徵収等</p> <p>2 同法第14条第2項の規定による学校法人の収支予算書の届出の受理</p> <p>3 略</p> <p>六 略</p> <p>七 産業教育振興法施行令(昭和27年政令第405号)に基づく知事の権限に属する事務</p> <p>1 同令第3条第2項の規定による私立の中学校又は高等学校に係る補助金交付申請書等の認理及び当該書類の文部大臣への提出</p> <p>八 理科教育振興法施行令(昭和29年政令第311号)に基づく知事の権限に属する事務</p> <p>1 同令第3条第1項の規定による補助金交付申請書等の受理及び当該書類の文部大臣への提出</p> <p>九 宗教法人 法(昭和26年法律第126号)に基づく知事の権限に属する事務</p> <p>1～3 略</p> <p>4 同法第39条第1項の規定による宗教法人の合併の認証の決定</p> <p>5 略</p> <p>6 同法第46条第1項の規定による宗教法人の任意解散の認証の決定</p> <p>7～9 略</p> <p>県民室一及び二 略</p> <p>略</p>
	1 略
	2 職員住宅に係る事務(同規則第11条第1項に係るものを除く。) (一)～(三) 略 (四) 令古市に所在する職員住宅に係るもの (五) 米子市に所在する職員住宅に係るもの (六) 日野町に所在する職員住宅に係るもの
	○ 中部県民局長
	○ 西部県民局長
	○ 日野町長
	○ 山形県農業課 所長
	○ 西部県税務課 所長
	○ 日野地方農林振興局長

県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和42年鳥取県条例第14号)に基づく知事の権限に属する事務	県吏員等退職年金及び退職一時金に関する条例施行規則(昭和30年4月鳥取県条例第14号)に基づく知事の権限に属する事務
二十五 議会 1～14 略 の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年鳥取県条例第31号)に基づく知事の権限に属する事務	二十五 議会 1～14 略 の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年12月鳥取県条例第31号)に基づく知事の権限に属する事務
二十六 議会 1 略 の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年鳥取県規則第12号)に基づく知事の権限に属する事務	二十六 議会 1 略 の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年3月鳥取県規則第12号)に基づく知事の権限に属する事務
二十七 鳥取 1～4 略 県職員安全衛生管理規程(昭和46年鳥取県訓令第2号)に基づく知事の権限に属する事務	二十七 鳥取 1～4 略 県職員安全衛生管理規程(昭和46年3月鳥取県訓令第2号)に基づく知事の権限に属する事務
二十八 鳥取 1 略 県職員定数条例(平成6年鳥取県条例第4号)に基づく知事の権限に属する事務	二十八 鳥取 1 略 県職員定数条例(平成6年3月鳥取県条例第4号)に基づく知事の権限に属する事務
二十九 鳥取 1 略 県補助金等交付規則に基づく知事の権限に属する事務	二十九 鳥取 1 略 県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号)に基づく知事の権限に属する事務
三十及び三十一 略	三十及び三十一 略
財政課 一 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務	一 地方自治法に基づく知事の権限に属する事務
4 略	4 同法第250条の規定による起債の許可についての自治大臣への申請
5 略	5 略
二 地方財政法(昭和23年法律第109号)に基づく知事の権限に属する事務	二 地方財政法(昭和23年法律第109号)に基づく知事の権限に属する事務
1 同法第6条の3第1項の規定による起債についての総務大臣との協議	1 同法第6条の3第1項の規定による起債についての総務大臣との協議
2 同法第5条の3第5項の規定による起債についての議会への報告	2 同法第5条の3第5項の規定による起債についての議会への報告
3 同法第5条の4第1項及び第4項の規定による起債の許可についての総務大臣への申請	3 同法第5条の4第1項及び第4項の規定による起債の許可についての総務大臣への申請
4 同法附則第33条の	4 同法附則第33条の

告							
23 同法第422条の規定による固定資産の価格等の概要書の作成及び総務大臣への送付		○					
24 同法第422条の2の規定による市町村長に対する固定資産の価格の修正の勧告及び当該勧告についての総務大臣への報告	○						
25 固定資産評価基準(昭和36年自治省告示第158号)の規定による土地及び家屋の表示引当額の指示	○						
26 略							
27 略							
28 略							
29 略							
30 略							
31 同法附則第9条の13第1項の規定による報告の受理	○						
32 同法附則第9条の13第2項の規定による書類の閲覧又は記録することの請求	○						
33 略							
34 同法附則第9条の14第2項の規定による通知の受理	○						
二 国有資産等所轄市町村交付金法施行令(昭和31年政令第107号)第1条の規定により地方税の納付によるものとした同法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条の2第2項の規定による消滅市町村の国有資産等在所市町村交付金の交付を求める権利についての申出に対する決定	○					
	2 同法第8条の3第2項において準用する第8条の2第2項の規定による市町村の地方団体の国有資産等在所市町村交付金の交付を求める権利についての申出に対する決定	○					
三 国有提供施設等所轄市町村助成交付金に関する法律(昭和32年政令第321号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第6条の規定による土地、建物又は工作物の価格の合算額の総務大臣への報告又は国有財産台帳の閲覧若しくは記録の請求		○				
四 島根県税条例(平成13年島根県条例第10号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第4条第4項の規定による県税事務官長への指示	○					
	2 同条例第5条第2項の規定による課税地の指定	○					
	3 同条例第7条第1項の規定による災害等による申告等の期限の延長	○					
	4 同条例第17条に規定する徴税吏員等の証明の交付	○					
	1 同条例第4条の規定による徴税吏員等の証票の交付		○				
	2 同条例第5条第3項の規定による県税事務所長への指示		○				
	3 同条例第8条第3項の規定による災害等による申告等の期限の延長		○				
	4 同条例第23条第1項の規定による災害等による申告等の期限の延長		○				
	5 同条例第60条の14の規定による報告の受理		○				

五 特定地域等の権限を 充進するための県税の 課税の特例 に関する条例 例(平成12年鳥取県 条例第61号) に基づく知 事の権限に 属する事務	1 すべての事務	○	県税事務所長	6 同条例第60条の15 第2項の規定による 通知の受理	○		
				7 同条例附則第18条 のもの規定による報 告の受理	○		
				8 同条例附則第18条 の6の規定による通 知の受理	○		
三 借入地等 城下町業者登録 地主における 県税の課 税免除に關 する条例(昭和 30年3月鳥 取県条例第 21号) に基づく知 事の権限に 属する事務	1 すべての事務				○	県税事務所長	
四 新産業都 市の区域に おける県税 の不均一課 税に関する 条例(昭和 41年12月鳥 取県条例第 35号)に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 すべての事務				○	県税事務所長	
五 遠隔地域 における県 税の課税免 除に関する 条例(昭和 45年10月鳥 取県条例第 49号)に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 すべての事務				○	県税事務所長	
六 農村地域 工業等導入 地における 県税の課 税免除に關 する条例(昭 和47年3月 鳥取県条例 第3号) に基づく知 事の権限に 属する事務	1 すべての事務				○	県税事務所長	
七 地方拠点 都市地域の 拠点地区に おける県税 の不均一課 税に関する 条例(平成 6年3月鳥 取県条例第 1号)に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 すべての事務				○	県税事務所長	
八 納入促進 地域における 不動産取 得税の不均 一課税に關 する条例(平 成9年10月 鳥取県条例 第21号) に基づく知 事の権限に 属する事務	1 すべての事務				○	県税事務所長	
六 略				九 略			
七 略				十 略			
市町村 振興課	一～七 略			市 一～七 略			
	八 辺境に係 る公共的利 益の確保整 備のための 財政上の特 別措置等に 同法第3条第1項 又は第3項の規定に よる市町村の総合整 備計画についての事 前協議又は当該市町 村に協力して講じよ						

		に関する法律 (昭和37年 法律第88号)に基づく 知事の権限 に属する事 務	うとする措置の計画 の決定及び当該計画 の総務大臣への提出					
△ 略		2 同法第8条の規定 による公共的施設の 総合的かつ計画的な 整備を促進するため の助言又は調査	○					
九 略								
上 略								
十一 略								
十二 略								
十三 地方税 法に基づく 知事の権限 に属する事 務	1 同法第8条第2項 の規定による市町村 の課税権の帰属等に ついての申出に対する 決定	○						
	2 同法第8条の2第 2項の規定による消 滅市町村の徵収金に 係る権利についての申 出に対する決定	○						
	3 同法第8条の3第 2項において準用す る同法第8条の2第 2項の規定による新 市町村の徵収金に 係る権利についての申 出に対する決定	○						
	4 同法第388条第1 項の規定による固定 資産評価基準の項目 に関する事項の決定	○						
	5 同法第389条第1 項の規定による固定 資産の価格等の決定 、配分及び市町村長 への通知	○						
	6 同法第399条の規 定による固定資産の 価格等の決定又は配 分についての異議申 立てに対する決定及 び市町村長への通知	○						
	7 同法第401条の規 定による市町村長に 对于する固定資産の 評価に関する援助	○						
	8 同法第411条第1 項の規定による市町 村長に対する固定資 産の価格の修正の勧 告	○						
	9 同法第422条の規 定による市町村長の 価格等の概要説明の 作成及び総務大臣へ の送付	○						
	10 同法第422条の2 の規定による市町村 長に対する固定資 産の修正の報告 及び該報告について の総務大臣への報 告	○						
	11 固定資産評価基準 (昭和38年財政省告 示第158号)の規定 による土地及び家屋 の指示平均価額の指 示	○						
十四 略								
十五 国有資 産等所由の 定により地 方税の例に よるものと された同法 に基づく知 事の権限に 	1 同法第8条の2第 2項の規定による消 滅市町村の徵収金に 係る権利についての申 出に対する決定 (令第107号)	○						
	2 同法第8条の3第 2項において準用す る第8条の2第2項 の規定による新市町 村の徵収金に係る 権利についての申出 に対する決定	○						

[子トド] 第680号							
十三 略							
十四 地方政 法に基づく 知事の権 限に属する 事務	1 同法第33条の7第 4項の規定による市 町村債(満期地城自 立促進特別措置法(平 成12年法律第15号) 第11条に規定する 地方債及び刃削に係 る公共的施設の総合 整備のための財政上 の特措費等に関する 処置(昭和30年法律 第88号)、第5条に 規定する地方債を除 く。)の発債及び起 債方法等の変更の許 可		○				
一 旅券法(昭 和26年法 律第267号) に基づく 知事の権限 に属する事 務	1 同法第3条第1項 の規定による一般旅 券の発給の申請の受 理			○	○	県民局長	
	2 略						
	3 同法第7条第1項 又は第2項(同法第 8条第3項、第9条 第4項、第10条第3 項又は第11条第3項 において適用する場 合を含む。)の規定に よる一般旅券の交付			○	○	県民局長	
	4 同法第8条第1項 の規定による一般旅 券の渡航料の追加の 申請の受理			○	○	県民局長	
	5 略						
	6 同法第9条第1項 の規定による一般旅 券の記載事項の訂正 の申請の受理			○	○	県民局長	
	7 略						
	8 同法第10条第1項 の規定による一般旅 券の再発給の申請の 受理			○	○	県民局長	
	9 略						
	10 同法第12条第1項 の規定による一般旅 券の査証欄の増補の 申請の受理			○	○	県民局長	
	11 同法第17条の規定 による一般旅券の紛 失又は焼失の届出の 受理			○	○	県民局長	
	12 同法第19条第5項 の規定による一般旅 券の返納の受理及び 同条第6項の規定に よる還付			○	○	県民局長	
	13 略						
二 旅券法施 行令(平成元年 政令第122号) に基づく事務	1～6 略						
	7 同法第14条又は第 19条第4項の規定に よる一般旅券の發給 をしない認定を受け た一般旅券の発給の命 令を決定した場合に 係る書面の交付			○	○	県民局長	
三 旅券法施 行規則(平成元年外務 省令第1号) に基づく事務	1 同令第3条第1項 の規定による一般旅 券の申請者に係る規			○	○	県民局長	
	十六 国有提 供施設等所 在市町村助 成交付金に 關する法律 施行令(平成 32年政令第 321号)に基 づく知 事の権限に 属する事務	1 同令第6条の規定 による土地、建物又 は工作物の価格の合 算額の総務大臣への 報告又は国有財產台 帳の閲覧若しくは記 録の請求					○
十七 略							
土八 地方財 政法(昭和23年 法律第160号)に基 づく知事の 権限に属する事務	1 同法第33条の7第 4項の規定による市 町村債の起債及び起 債方法等の変更の許 可			○			
一 旅券法(昭 和26年法 律第267号) に基づく 知事の権限 に属する事 務	1 同法第3条第1項 の規定による一般旅 券の発給の申請の受 理			○	○	中部県民局長	
	2 略						
	3 同法第7条第1項 又は第2項(同法第 8条第3項、第9条 第4項、第10条第3 項又は第12条第3項 において適用する場 合を含む。)の規定に よる一般旅券の交付			○	○	中部県民局長	
	4 同法第8条第1項 の規定による一般旅 券の渡航料の追加の 申請の受理			○	○	中部県民局長	
	5 略						
	6 同法第9条第1項 の規定による一般旅 券の記載事項の訂正 の申請の受理			○	○	中部県民局長	
	7 略						
	8 同法第10条第1項 の規定による一般旅 券の再発給の申請の 受理			○	○	中部県民局長	
	9 略						
	10 同法第12条第1項 の規定による一般旅 券の査証欄の増補の 申請の受理			○	○	中部県民局長	
	11 同法第17条の規定 による一般旅券の紛 失又は焼失の届出の 受理			○	○	中部県民局長	
	12 同法第19条第5項 及び第6項の規定に よる一般旅券の返納 の受理及び還付			○	○	中部県民局長	
	13 略						
二 旅券法施 行令(平成元年 政令第122号) に基づく事務	1～6 略						
	7 同法第14条又は第 19条第4項の規定に よる一般旅券の發給 をしない認定を受け た一般旅券の發給の命 令を決定した場合に 係る書面の交付			○	○	中部県民局長	
三 旅券法施 行規則(平成元年外務 省令第1号) に基づく事務	1 同令第3条第1項 の規定による一般旅 券の申請者に係る規			○	○	中部県民局長	

企画振興課	省令第11号に基づく知事の権限に属する事務	族又は指定した者を通ずる申請書類等提出申出書の受理						族又は指定した者を通ずる申請書類等提出申出書の受理及び出刷免除					
		2 同法第6条第2項の規定による一般旅券の交付を受ける者に係る交付免許証免除届出書の受理			○	○	県民局长				○	○	中部県民局长
		3 略											
	四 略												四 略
行政政策課	一 地方財政法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第33条の7第4項の規定による市町村債の過度地域自立促進特別措置法第12条に規定する地方債及び近地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第5条に規定する地方に限る。)の起債及び起債方法等の変更の許可	○					文一 鳥取県立県民文化会館の設置及び運営に関する条例(平成5年3月鳥取県条例第2号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による利用の許可	○			
		2 同法第3条第3項の規定による市町村が総合整備計画を策定する場合に当該市町村に協力して講じようとする措置の計画の決定及び当該計画の提出並びに該当の権限に属する事務大臣への提出	○						2 同条例第5条の規定による使用料の減免の決定	○			
		3 同法第7条の規定による公共的施設の総合的な計画的な整備を促進するための助言又は調査	○						3 同規則第10条の規定による利用許可の取消し	○			
	二 過疎地域自立促進特別措置法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第1項又は第4項の規定による過疎地域自立促進方針の決定又は内閣総理大臣との事前協議	○					文二 鳥取県立童謡歌の設置及び管理に関する条例(平成7年3月鳥取県条例第2号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による利用の許可	○			
		2 同法第7条第1項の規定による過疎地域自立促進道道整備計画の決定及び当該計画の内閣総理大臣への提出	○						2 同条例第4条第2項の規定による入館料及び退去の命令	○			
	三 空港維持管理工事に係る工事の実行に係る権限に属する事務	1 空港維持管理工事に係る起工の決定 (一) 工事費が1,000万円以上上億円未満の電気設備工事に係るもの (二) 工事費が1,000万円未満の工事に係るもの	○					文三 空港維持管理工事に係る工事の実行に係る権限に属する事務	3 同条例第5条の規定による必要な措置の命令	○			
		2 空港維持管理工事に係る設計の変更 (一) 工事費が1,000万円以上上億円未満の電気設備工事に係るもの (二) 工事費が1,000万円未満の工事に係るもの	○						4 同条例第6条の規定による利用許可の取消し	○			
		3 空港維持管理工事に係る設計の変更 (一) 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの	○						5 同条例第9条の規定による利用料金の減免の決定	○			
交通政策課	一 空港維持管理工事に係る工事の実行に係る権限に属する事務	1 空港維持管理工事の執行の決定 (一) 諸負負担金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事をいふ。 以下一及び二において同じ。)に係る工事の権限に属する事務	○					文一 空港維持管理工事に係る工事の実行に係る権限に属する事務	1 空港維持管理工事の執行の決定 (一) 諸負負担金額が1,000万円以上7,000万円未満の電気設備工事をいふ。 以下一及び二において同じ。)に係る工事の権限に属する事務	○			
		2 空港維持管理工事に係る工事の実行に係る権限に属する事務	○						2 空港維持管理工事に係る起工の決定 (一) 工事費が1,000万円以上上億円未満の電気設備工事に係るもの (二) 工事費が1,000万円未満の工事に係るもの	○			
		3 空港維持管理工事に係る設計の変更 (一) 工事費が1,000万円以上上億円未満の電気設備工事に係るもの (二) 工事費が1,000万円未満の工事に係るもの	○						3 空港維持管理工事に係る設計の変更 (一) 工事費が1,000万円以上上億円未満の電気設備工事に係るもの (二) 工事費が1,000万円未満の工事に係るもの	○			
	4 空港維持管理工事に係る設計の変更 (一) 国庫負担金又は国庫補助金の交付の対象となる工事で設計の変更について主務大臣等の承認を必要とするものに係るもの	○							4 空港維持管理工事に係る工事の実行に係る権限に属する事務	○			